

提案第 1 1 号

高齢者福祉事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある高齢者福祉事業については次のとおり取り扱うものとする。

- 1 敬老祝金については、稲沢市の方式に統一する。
 - 2 敬老式並びに金婚式に関しては、稲沢市の方式に統一し、首長の慰問については中島郡祖父江町の方式とする。
 - 3 ホームヘルプサービス事業については、現行のとおりとし、手数料に関しては、稲沢市の制度に統一する。
 - 4 デイサービス事業については、稲沢市の制度に統一する。
 - 5 給食サービス事業については、稲沢市の制度に統一する。
 - 6 単身高齢者世帯見回事業については、稲沢市の制度に統一する。
 - 7 緊急通報システム事業については、稲沢市の制度に統一する。
 - 8 老人クラブへの助成補助については、稲沢市の制度に統一する。
- なお、組織については、合併後に統合する方向で検討する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 10 高齢者福祉事業の取扱い
調整の内容	<p>稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある高齢者福祉事業については次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敬老祝金については、稲沢市の方式に統一する。 2 敬老式並びに金婚式に関しては、稲沢市の方式に統一し、首長の慰問については中島郡祖父江町の方式とする。 3 ホームヘルプサービス事業については、現行のとおりとし、手数料に関しては、稲沢市の制度に統一する。 4 デイサービス事業については、稲沢市の制度に統一する。 5 給食サービス事業については、稲沢市の制度に統一する。 6 単身高齢者世帯見回事業については、稲沢市の制度に統一する。 7 緊急通報システム事業については、稲沢市の制度に統一する。 8 老人クラブへの助成補助については、稲沢市の制度に統一する。 <p>なお、組織については、合併後に統合する方向で検討する。</p>

【提案理由】

<ol style="list-style-type: none"> 1 敬老祝金については、節目支給の方式を導入することにより、祝金制度の趣旨を明らかにするため見直しを図るものである。 2 敬老式等については、巡回バスの配車により、積極的な参加を促すとともに、長寿者への効率的な訪問を行うことを目的とするためである。 3 ホームヘルプサービス事業の手数料については、公平性を保つ意味から所得に応じた金額とするためである。 4 デイサービス事業については、介護予防事業の一環として、自立高齢者の在宅での生活を促すためである。 5 調理困難なひとり暮らし老人の健康管理と安否確認を行うことを目的に必要な施策とするためである。 6 ひとり暮らし老人宅を定期的に訪問し、安否確認を行い生活上の相談に応じて、精神的な安定を図る施策とするためである。 7 低所得者の経済的負担を軽減する目的として、必要な施策とするためである。 8 老人クラブへの助成補助については、クラブ活動の健全な育成のため見直しを図るものである。
--

【法令・取扱通知等】

老人福祉法（昭和38年法律第133号）

（福祉の措置の実施者）

第5条の4 65歳以上の者（65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第10条の4及び第11条の規定による福祉の措置は、その65歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第1項第1号若しくは第2号又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により入所している65歳以上の者については、その65歳以上の者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、その65歳以上の者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前におけるその65歳以上の者の所在地の市町村が行うものとする。

2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

1. 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
2. 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに附随する業務を行うこと。

（居宅における介護等）

第10条の4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

1. 65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第5条の2第2項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。
 2. 65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。
 3. 65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。
 4. 65歳以上の者であって、痴呆の状態にあるために日常生活を営むのに支障があるもの（共同生活を営むのに支障がある者を除く。）が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する痴呆対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第5項に規定する住居において食事の提供その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において食事の提供その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。
- 2 市町村は、65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与

し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

(老人ホームへの入所等)

第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

1. 65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該地方公共団体の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
 2. 65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該地方公共団体以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
 3. 65歳以上の者であって、養護者がいないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預って養護することを希望する者であって、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。
- 2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

(施設の設置)

第15条 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。

- 2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。
- 3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。
- 4 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。
- 5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。
- 6 都道府県知事は、第4項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第118条第2項第1号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第20条の9第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第4項の認可をしないことができる。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
敬老祝金	配布方法 民生委員により配布 対象 80～94歳 5,000円 3,400人 95歳以上 10,000円 120人 計 18,200千円	配布方法 敬老会にて配布 対象 80～84歳 3,000円 570人 85歳以上 5,000円 505人 計 4,235千円	配布方法 敬老会、金婚式で支給 対象 90歳 10,000円 40人 95歳以上 10,000円 25人 計 650千円	稲沢市の制度に統一する。(ただし、稲沢市は平成16年度から、節目支給とする。) 79、87、89歳 5,000円 98歳 10,000円 99歳以上 20,000円
敬老行事	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者市長慰問 95歳と100歳以上の方及び介護老人福祉施設を市長が慰問し、祝品を直接手渡す 祝品(95歳以上) ・敬老式 送迎バスを配車し、午前午後の2部構成で77歳以上の方を市民会館にお招きして式典開催 ・金婚式祝賀会 結婚(入籍)50年経過した夫婦を対象に、金婚を祝い写真撮影、式典を行い、祝品を贈呈する 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者町長慰問 100歳以上の方及び介護老人福祉施設を町長が慰問し、祝品を直接手渡す 祝品(100歳以上) ・敬老式 70歳以上の方をお招きして式典開催 ・金婚式祝賀会 結婚(入籍)50年経過した夫婦を対象に、金婚を祝い写真撮影、式典を行い、祝品を贈呈する 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者町長慰問 最高齢者の方を町長が慰問し、祝品を直接手渡す ・金婚者ならびに敬老者祝賀式 式典 満95歳以上、数え90歳満85歳、金婚者の方をお招きして開催 	敬老式並びに金婚式に関しては、稲沢市の方式に統一する。首長慰問については、中島郡祖父江町の方式に統一する。
ホームヘルプサービス事業	対象者 65歳以上の自立の独居老人等で日常生活に支障がある方 手数料 援助内容、所得に応じて、1時間あたり 0～580円 委託先 社会福祉協議会、シルバー人材センター	対象者 65歳以上の自立の独居老人等で日常生活に支障がある方 手数料 所得に応じて、0～153円	対象者 65歳以上の自立の独居老人等で日常生活に支障がある方 手数料 1時間当たり、80円	制度に関しては現行のとおりとし、手数料については、稲沢市の制度に統一する。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
デイサービス事業	<p>対象者 65歳以上の自立老人</p> <p>内容 市内5箇所の老人福祉センターへ送迎し、健康チェック、日常動作訓練、入浴を行い1日養護する。(各地区週2回実施)</p> <p>手数料 1回あたり380円(昼食は実費)</p> <p>委託先 市内3事業者</p>	実施していない	<p>対象者 65歳以上の自立老人で同居、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯の方</p> <p>内容 送迎して、健康チェック、日常動作訓練、入浴を行い1日養護する。</p> <p>手数料 1回あたり400円</p> <p>委託先 社会福祉法人1事業者</p>	稲沢市の制度に統一する。委託先については、既存の方式を尊重して協議する。
給食サービス事業	<p>対象者 調理困難な65歳以上の独居老人等</p> <p>内容 週5日昼食を配食し、安否確認を行う。</p> <p>利用料 1食あたり150円</p> <p>委託先 市内3事業者</p>	<p>対象者 調理困難な65歳以上の独居老人等</p> <p>内容 ボランティア週2日(水、金)昼食を配食し、安否確認を行う。</p> <p>委託先 社会福祉協議会事業として実施</p>	実施していない	稲沢市の制度に統一する。委託先については、既存の方式を尊重して協議する。
単身高齢者世帯見回事業	<p>対象者 65歳以上の独居老人</p> <p>内容 定期的な、安否確認、相談、見回り</p> <p>委託先 ヘルパー2級資格取得者で構成する団体</p>	<p>対象者 65歳以上の独居老人</p> <p>内容 毎日乳製品を配達し、安否の確認を行う</p>	実施していない	稲沢市の制度に統一する。
緊急通報システム事業	<p>対象者 65歳以上の独居老人等で、健康上不安のある方</p> <p>内容 緊急時に消防署へ直接連絡が入る緊急装置を設置することにより、高齢者の安全を確保する。 非課税世帯に対して電話機の基本料金を助成する。</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上の独居老人の方</p> <p>内容 緊急時に消防署へ直接連絡が入る緊急装置を設置することにより、高齢者の安全を確保する。</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上の独居老人、身体障害者手帳1~3級所持者またはそれに類する世帯の方</p> <p>内容 緊急時に消防署へ直接連絡が入る緊急装置を設置することにより、高齢者の安全を確保する。</p>	稲沢市の制度に統一する。

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
老人クラブ	会員数 13,100人(H15.4.1) 団体数 111団体(H15.4.1) 補助額 ・老人クラブ連合会 800円×12月×111団体 +90円×13,100人+ 480,000円 ・単位老人クラブ 1団体あたり42,000円 ~75,000円	会員数 3,867人(H15.4.1) 団体数 51団体(H15.4.1) 補助額 ・老人クラブ連合会 12,000円×51団体 ・単位老人クラブ 1団体あたり96,000円	会員数 2,312人(H15.4.1) 団体数 34団体(H15.4.1) 補助額 ・老人クラブ連合会 定額 350,000円 ・単位老人クラブ 1団体あたり27,000円 +550円×人数	補助制度については、稲沢市の制度に統一する。 なお、連合会の組織については、合併後に統合する方向で検討する。

【先進事例】

新設合併	さいたま市 (13.5.1)	高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。
	山形市 (15.4.1)	国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体で実施するよう新市において調整する。 各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、市域全体で実施するよう新市において調整する。 高齢福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ市域全体の均衡を考慮し、新市において調整し実施する。
	宗像市 (15.4.1)	介護保険外の高齢者福祉サービス事業については、国・県の福祉事業の対象となる範囲内で新市において実施する。ただし、それぞれの市町で実施している現行の単独事業については、この限りではない。 利用者負担については、介護保険事業等との均衡を図りながら、新市において設定する。
	南アルプス市 (15.4.1)	国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。
編入合併	呉市 (15.4.1)	原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。
	新居浜市 (15.4.1)	高齢者年金については、合併以後4年間、毎年度、均等に減額し、5年目に廃止するものとする。 敬老事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。 老人クラブ補助制度については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。 生き生きデイサービス事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の利用料は合併後5年目に新居浜市の利用料に統一するよう、毎年度、均等に増額する。
	新発田市 (15.7.7)	高齢者紙おむつ支給事業については、新発田市の制度を適用する。 寝たきり老人寝具無料乾燥事業については、新発田市の制度を適用する。 緊急通報装置設置事業については、豊浦町の制度を適用する。 デイサービスセンターの運営については、新発田市の制度を適用する。 ただし、豊浦町デイサービスセンターの運営方法は、現行どおり新市に引き継ぎ、新発田市社会福祉協議会に事業委託する。 敬老会開催事業については、新発田市の制度を適用する。 敬老祝金品等贈呈事業について、合併時、両市町の制度は、現行どおりとする。なお、合併後、新市において新制度を検討する。 単位老人クラブ助成金については、新発田市の制度を適用する。ただし、当分の間、豊浦町の単位老人クラブに対する助成金は、現行の助成額を下回らないように配慮する。
	田原市 (15.8.20)	高齢者福祉に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。 ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ新市において調整するものとする。